

令和8年度採用 練馬区会計年度任用職員 (学校生活支援員【固定職】) 募集案内

1 募集人数、職務内容および勤務場所

区 分	固定職
採用予定数	若干名
職務内容	授業中の児童・生徒に対する学習支援、児童・生徒の移動および日常生活上の介助、特別支援教育の推進や学級経営の安定に関すること
勤務場所	練馬区立小中学校

2 応募資格

下記のいずれかの要件を満たす方

- (1) 教員免許をお持ちの方
- (2) 保育士、介護福祉士、心理士資格等をお持ちの方
- (3) その他、学校教育や障害者施策等に関する知識・経験を有する方

3 任用期間

令和8年9月1日～令和9年3月31日

※ 選考の上、再度の任用を行うことがあります。

4 勤務条件

区分	固定職
報酬額	時間額1,802円（地域手当相当額を含みます。令和7年12月8日現在。） ※ 報酬の支給日は、翌月15日です。 ※ 給与改定が行われた場合には、その額によります。 ※ 通勤に伴う交通費相当額を区の算定基準に応じて支給します。 （1か月の上限額 55,000円） ※ この他に、任用が6か月以上の場合は、期末手当および勤勉手当の支給があります。
勤務形態	1日7時間（別途、休憩45分） 月17日勤務 時間帯は下記シフト（予定）から学校と相談して選択します。 (1) 8時～15時45分 (2) 8時15分～16時 (3) 8時30分～16時15分
勤務を要しない月	なし
勤務を要しない日	土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日 ※ ただし、授業のある第2土曜日および学校長の命令する一斉行事（運動会等）の日は、勤務する場合があります。
時間外労働	原則なし ※ ただし、校外学習で児童・生徒の引率をする場合は、超過勤務の可能性が あります。
加入保険	東京都職員共済組合、厚生年金保険および雇用保険
年次有給休暇	10日
その他	練馬区立小中学校は敷地内禁煙

5 選考方法

5 選考方法

(1) 選考方法について

【一次選考】 書類選考（選考申込書）

【二次選考】 一次選考合格者を対象とした適正検査(WEB受検)および面接選考

(2) 選考日程・結果発表

ア 一次選考結果

一次選考合格者 : 7月30日(木)までに二次選考の案内をメールで送付します。

no-reply@app.attelu.jpからのメールを受信できるように設定してください。

一次選考不合格者 : 7月30日(木)までに郵送で通知いたします。

イ 二次選考(適性検査(WEB受検)および面接選考)

適性検査を受検案内のメール記載された期日までに受検してください。

適性検査後に面接選考を8月3日(月)または8月5日(水)に、時間を指定して実施します。

なお、面接日は募集状況により、上記から変更になる場合があります。

ウ 二次選考結果

郵送にて、8月中旬に発送予定です。

6 申込方法

選考フォーム(URL : <https://logoform.jp/f/PAugH>) から、お申し込みください。

右記のQRコードからもお申し込みいただけます。

【注意】 下記日程は、メンテナンス作業のため入力できません。

令和8年7月21日(火) 22:00~令和8年7月22日(水)

QRコード(インターネット)



※ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

7 申込期限

令和8年7月26日(日) 23:59まで

※ 応募者数が定員を大幅に上回った場合、期限を待たず募集終了する可能性があります。

8 その他

- (1) 選考申込書に記載していただいた個人情報は、採用選考時の判断および合否の連絡ならびに採用後の人事・労務業務のみに使用します。また、提出された資格・免許等の写しは返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育事業等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本事業に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当区の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。また、同様に面接時に確認することがあります。

9 申込先・問合せ先

練馬区教育委員会事務局 教育指導課 サポート人材推進係
〒176-8501練馬区豊玉北6-12-1 区役所本庁舎12階
電話：03-5984-1312

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第2条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- (1) 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- (2) 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- (3) 児童福祉法第六十条第一項の罪
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- (5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- (6) 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- (2) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- (3) 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの